

富士市上下水道企業公告第3号

富士市有収率向上対策業務委託について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年4月1日

富士市長 小長井 義正

記

1 業務概要

(1) 業務名

富士市有収率向上対策業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、富士市（以下「発注者」という。）における喫緊の課題である有収率の向上を目指し、富士水系と神谷水系をモデル地区として、有収率向上に効果が期待される複数の取り組みを包括的に実施する。さらに、効果の検証と評価を行い、他地区へ適用可能な有収率改善策を導き出すことで、水道事業全体の効率化と安定化を図ることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 委託料の限度額

209,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案時の見積金額の上限を示すものである。また、各年度の支払限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は以下のとおりとする。

令和7年度 66,000,000円

令和8年度 71,500,000円

令和9年度 71,500,000円

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (3) 本市の入札参加資格審査登録者であること。
- (4) 参加申請書提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (6) 漏水調査等の直接調査業務については、調査専門企業等への再委託を認める。ただし、漏水調査担当企業は、以下の要件を満たすこととする。
- ア 業務実績
令和2年度以降、国内の給水人口15万人以上の水道事業体において、漏水調査業務を受託した実績を有することとし、現在履行中である場合は、契約から1年以上経過していること。
- イ 主任技術者の配置
次のいずれかの資格を有する者を主任技術者として配置すること。また、主任技術者は、漏水調査に関して10年以上の実務経験を有し、かつ常時雇用関係にある者とする。
- (ア) 給水装置工事主任技術者
- (イ) 公益社団法人日本水道協会が認定する水道施設管理技士（管路1級又は2級）
- (ウ) 全国漏水調査協会が認定する主任技師
- (7) 統括マネジメント担当企業は以下の要件を満たすこととする。
- ア 業務実績
令和2年度以降、水道事業（工業用水道事業を含む。）において、次の実績を有すること。
- また、これらの実績には、包括委託やコンセッション等の官民連携事業や水道事業等における技術実証や共同研究での実績も含むものとし、現在履行中である場合は、契約から1年以上経過していること。
- なお、(ア) から (カ) の各項目については、同一業務内での実績である必要はなく、複数の業務での実績を合わせて要件を満たすことができる。
- (ア) 水道管路網の配水制御（運用）に関する実績

- (イ) 漏水管理等の保全管理に関する実績
- (ウ) 有収率向上に関わる調査・検討を実施した実績
- (エ) 水道管路のリスク評価を行い、それに基づく管路更新計画を作成した実績
- (オ) 水道管路の管網解析及び再構築を行った実績
- (カ) 配水制御計画を作成した実績

イ 統括責任者の配置

次のいずれかの資格を有する者を統括責任者として配置すること。また、統括責任者は、「ア 業務実績」に定めるいずれかの実務経験を有し、かつ常時雇用関係にある者とする。

- (ア) 技術士（総合技術管理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）
- (イ) 技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）
- (ウ) 公益社団法人日本水道協会が認定する水道施設管理技士（管路1級）
- (エ) R C C M（上水道及び工業用水道）

3 参加資格審査

(1) 募集要項等の交付

ア 交付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月14日（月）までとする。

イ 交付方法

富士市ウェブサイトからの入手とする。窓口及び郵送での配布は行わない。

なお、富士市ウェブサイトの URL は、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>

(2) 参加申請書の提出

ア 提出期限

令和7年4月14日（月）午後5時必着

イ 提出書類

募集要項による。

ウ 提出場所

〒416-8686

静岡県富士市本市場 441 番地の 1

富士市上下水道部水道工務課（富士総合庁舎 6 階）

エ 提出方法

持参又は郵送によるものとし、電子メール及び電子記録媒体による提出は認めない。

持参による受付は、平日開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵便事故等について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

オ 費用負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とする。

(3) 審査方法

提出された書類を募集要項に基づき評価委員会が審査する。

(4) 結果の通知

審査結果については、評価委員会終了後に全ての申請者宛に電子メール及び書面により通知する。

なお、非選定理由の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）以内に、郵送又は持参により書面（任意様式）を提出することで、発注者に対して非選定理由の説明を求めることができる。

(5) 参加資格審査に係る質問の受付及び回答

ア 受付期間

公告日から令和7年4月7日（月）午後3時までとする。

イ 受付方法

質問書（様式5）に記入して電子メールで提出すること。また、質問書を送信した場合は、電話にて受信の確認を行うこと。なお、電子メール以外による質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス： su-koumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号： 0545-67-2833（直通）

ウ 回答日及び回答方法

令和7年4月9日（水）午後3時に富士市ウェブサイトに掲載する。

(6) その他

提出された書類は、審査結果によらず返却しない。また、提出書類は本業務における審査のみに使用し、申請者の承諾なく他の目的には使用しない。

4 提案審査

(1) 提出書類

募集要項による。

ア 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時必着

イ 提出場所

〒416-8686

静岡県富士市本市場 441 番地の1

富士市上下水道部水道工務課（富士総合庁舎6階）

ウ 提出方法

持参又は郵送によるものとし、電子メール及び電子記録媒体による提出は認めない。

持参による受付は、平日開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵便事故等について、発注者は一切の責任を負わないものとする。

エ 費用負担

提案に関する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

募集要項による。

(4) 結果の通知

審査結果については、全ての参加事業者宛に電子メール及び書面により通知する。なお、非選定又は非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）以内に、書面（任意様式）を郵送又は持参することで、発注者に対して非選定又は非特定理由の説明を求めることができる。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

(5) 質問の受付及び回答

参加事業者からの質問は、以下により受け付ける。

ア 受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年4月30日（水）午後3時までとする。

イ 受付方法

質問書（様式5）に記入して電子メールで提出すること。また、質問書を送信した場合は、電話にて受信の確認を行うこと。なお、電子メール以外による質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス： su-koumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号： 0545-67-2833（直通）

ウ 回答日及び回答方法

令和7年5月9日（金）午後3時に富士市ウェブサイトに掲載する。

(6) その他

提出された書類は、審査結果によらず返却しない。また、提出書類は本業務における審査のみに使用し、申請者の承諾なく他の目的には使用しない。

5 優先交渉権者の特定

契約候補者選定基準による。

6 契約の締結

契約候補者の特定後、発注者と契約候補者は業務内容について協議により仕様を確定し、契約候補者は確定した仕様に基づき見積書を提出する。

ただし、契約候補者との協議が不成立となった場合には、次点候補者と同様の協議を行うことができるものとする。

7 参加の辞退

参加事業者が辞退を希望する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式6）を持参又は郵送により提出しなければならない。

また、辞退した場合でも、提出された書類は返却しない。

8 その他留意事項

(1) やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止となった場合でも、提出書類の返却は行わないものとし、また、プロポーザルに要した費用についても発注者に請求することはできないものとする。

(2) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 見積金額が委託料の上限額を超えた場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 評価に関わる委員に対し、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(3) 本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(4) その他詳細は、募集要項等による。

9 手続き日程

(1) 令和7年4月 1日（火） 公告

(2) 令和7年4月 7日（月） 参加資格審査に係る質問の受付期限

- | | | |
|------|-------------------------------|-----------------|
| (3) | 令和7年4月9日(水) | 参加資格審査に係る質問への回答 |
| (4) | 令和7年4月14日(月) | 参加資格審査申請期限 |
| (5) | 令和7年4月23日(水) | 参加資格審査結果の通知 |
| (6) | 令和7年4月23日(水)～
令和7年4月30日(水) | 提案審査に係る質問の受付期間 |
| (7) | 令和7年5月9日(金) | 提案審査に係る質問への回答 |
| (8) | 令和7年5月16日(金) | 提案書提出期限 |
| (9) | 令和7年5月27日(火) 予定 | プレゼンテーション |
| (10) | 令和7年5月29日(木) 予定 | 優先交渉権者の特定及び公表 |
| (11) | 令和7年6月下旬予定 | 契約締結 |